

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境におかれている町内に事業所を有する中小企業者等に対し、予算の範囲内において、睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金(以下「支援金」という。)を交付し事業継続を支援するため、当該支援金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)、その他法人、睦沢町人・農地プランに位置づけられた中心経営体、営利を目的とした個人事業主であって、町内に事業所を有し、現に事業活動等を行っている者をいう。
- (2) エネルギー 燃料(ガソリン・軽油・灯油・重油)、電気、ガス(都市ガス・プロパンガス)をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年1月1日時点で町内に物の生産やサービスの提供等の事業活動を実施する本店、支店、営業所、事務所等を有し、現に事業活動等を行っていること。
 - (2) 第7条に定める交付申請の日以後も継続して町内で事業を営む意思があること。
 - (3) 第7条に定める交付申請の日以前において町内で営んだ事業に関し、確定申告(法人税法(昭和40年法律第34号)の規定による法人の確定申告及び所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による個人事業主の確定申告をいう。第4条第1項において同じ。)を行っていること。
 - (4) 第4条に定める支援金の交付の対象となる経費が5万円以上であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。
- (1) 町税を滞納している者(新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収が猶予されているものは除く。)
 - (2) 睦沢町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第1項から第3項までに該当する者。また、当該暴力団等と親密な関係を有する者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
 - (4) 政治団体、宗教上の組織又は団体
 - (5) その他、本事業の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

(交付対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付対象者が町内で営む事業における直近の確定申告の水道光熱費及び燃料費又は令和4年分の青色申告若しくは白色申告の水道光熱費及び燃料費又は動力光熱費とする。

(交付対象外経費)

第5条 次の各号に該当するものは交付対象経費の対象外とする。ただし、「睦沢町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付事業(令和4年睦沢町告示第71号)」、「睦沢町医療機関、薬局等物価高騰対策緊急支援金事業(令和4年睦沢町告示第76号)」及び「睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金事業(令和4年睦沢町告示第72号)」は本条第3号に規定する公的制度とみなさないものとする。

- (1) 事業用以外で使用したエネルギー経費
- (2) 販売を目的とした仕入れ燃料等
- (3) 他の公的制度で、既に助成・補助を受けた経費

(支援金の額等)

第6条 支援金の額は、交付対象経費に100分の10を乗じて得た額(その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)の範囲内において町長が定める額とし、法人にあっては50万円、個人事業主にあっては25万円を限度とする。

2 支援金の交付は、同一の交付対象者につき、1回限りとする。

(交付申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 支援金額算出表(様式第2号)
- (2) 交付申請に関する誓約書及び同意書
- (3) 交付対象経費を明らかにする書類で、次に掲げるもの
 - ア 法人の場合 直近の確定申告(別表一)及び決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し
 - イ 個人で青色申告を行っている場合 令和4年分の所得税青色申告決算書(1から4ページ)の写し
 - ウ 個人で白色申告を行っている場合 令和4年分の収支内訳書(1から2ページ)の写し
- (4) 申請者名義の振込口座の通帳等の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)が分かるページ)
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請書の提出部数は1部とする。

- 3 町長は、適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定及び額の確定をすることがある。

(支給の決定及び交付額の確定)

第8条 町長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付決定及び交付額の確定を行ったときは、陸沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付決定兼額確定通知書(様式第3号)により、支給しないことを決定したときは、陸沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第9条 前条の規定により、支援金の交付決定及び交付額の確定の通知を受けた申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、陸沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金請求書(様式第5号)により町長に請求しなければならない。

- 2 町長は、前条の規定により交付決定及び額の確定をしたときは、申請者が指定した口座へ振込みにより支援金を交付するものとする。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年3月31日までに、この告示の規定により支給決定したものについてなされた処分、手続きその他の行為は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付申請書

睦 沢 町 長 様

年 月 日

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金を次のとおり申請します。

【申請者】

会 社 名 (法人名・屋号等)	フリガナ										
代 表 者 名 (個人事業主名)											
本店所在地（個人事業主住所） 〒 —	連絡先電話番号 () —										
主たる 業種		法人番号 ※法人のみ									
本申請に係る担当者氏名											

添付資料： 交付申請に関する誓約書及び同意書

【支援金申請額】 _____ 円 ※様式第2号の額

支援金額算出表

【申請者】

会社名（法人名・屋号等） 又は個人事業主名	
--------------------------	--

【直近の事業（確定申告）期間】 年 月 日 ～ 年 月 日

【町内事業所の状況】

令和5年1月1日現在の町内の事業所等について記入してください。

番号	事業所名	所在地	業種
1			
2			
3			

（備考）・本店所在地及び事業所がすべて町内の場合は、法人名で記入する。

・個人事業主の場合は、店舗名あるいは個人事業主名で記入する。

【上記事業所ごとの水道光熱費及び燃料費又は動力光熱費（交付対象経費）】

直近の確定申告の水道光熱費及び燃料費又は令和4年分の青色申告若しくは白色申告の水道光熱費及び燃料費又は動力光熱費の額を記入してください。

番号	水道光熱費（ア）	燃料費（イ）	動力光熱費（ウ）	交付対象経費 （ア+イ+ウ）=（エ）
1	円	円	円	水道光熱費及び燃料費又は動力 光熱費の合計
2	円	円	円	
3	円	円	円	
計	円	円	円	円

添付資料：① 交付対象経費を明らかにする確定申告に係る書類

【法人の場合】

直近の確定申告書（別表一）及び決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し

【個人で青色申告を行っている場合】

令和4年分の所得税青色申告決算書（1から4ページ）の写し

【個人で白申告を行っている場合】

令和4年分の収支内訳書（1から4ページ）の写し

② ①で確認できない場合は、①に加えて内訳書、元帳の写しなど、交付対象経費が確認できる書類

【支援金の計算】 支援金申請額（千円未満切捨て） 上限）法人：50万円、個人事業主：25万円

交付対象経費（エ）	補助率	（エ）×10%	支援金申請額
円	10%	円	円

交付申請に関する誓約書及び同意書

年 月 日

睦 沢 町 長 様

申請者

所在地 _____

会社名（法人名・屋号等） _____

代表者名 _____ 代表者印

代表者又は個人事業主

氏 名	個人印
住 所	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

■誓約事項

- 令和5年1月1日時点で町内に物の生産やサービスの提供等の事業活動を実施する本店、支店、営業所、事業所等を有し、営利を目的として現に事業活動等を行っており、今後も事業を営む意思があること
- 交付決定兼額確定後に、支援金の返還に該当することとなった場合、速やかに返還すること

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付要綱の規定による申請内容の審査のため、次のことに同意します。

■同意事項

- 会社及び代表者個人に係る町税の滞納状況の確認、住民基本台帳の閲覧
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当するか否かの確認に係る所管の警察署への照会

様

睦 沢 町 長

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金について、下記のとおり交付決定及び交付額の確定をしたので、睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 事業年度 令和 5 年度
- 2 補助金名 睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金
- 3 交付決定額及び交付確定額 _____ 円
- 4 交付の条件
 - (1) この支援金に係わる法令等に従うべきこと
 - (2) この支援金に係わる証拠書類は、支援事業終了後の翌年度から起算して5か年間整備保管しておくこと。
 - (3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、既に交付した支援金を返還させることがある。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

睦 沢 町 長

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金については、次の理由により、不交付と決定したので通知します。

理 由

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金請求書

睦 沢 町 長 様

年 月 日

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金を次のとおり請求します。

【請求者】

会社名 (法人名・屋号等)		代表者 (個人事業主)
代表者名 (個人事業主名)		印
所在地（個人事業主住所）		電話番号 () —

年 月 日 睦沢町指令第 号で交付決定及び交付額の確定の
あった睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金として

【請求額】 _____ 円

【振込口座】

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
預金種目（該当にチェック）	普通 <input type="checkbox"/>	当座 <input type="checkbox"/>
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座に限ります。